

総社市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月22日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第6号

総社市手数料条例の一部を改正する条例

総社市手数料条例（平成17年総社市条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
別表第2（第2条関係）			別表第2（第2条関係）		
事務の種別	手数料を徴収する事務	手数料の金額	事務の種別	手数料を徴収する事務	手数料の金額
1 略			1 略		
2 消防法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に関する事務	(1)～(3) 略		2 消防法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に関する事務	(1)～(3) 略	
	(4) 準特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）の設置の許可の申請に対する審査	<u>57万円</u>		(4) 準特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）の設置の許可の申請に対する審査	<u>53万円</u>
	(5) 特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所	ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000k1以上5,000k1未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>88万円</u> イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000k1以上1		(5) 特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所	ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000k1以上5,000k1未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>83万円</u> イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000k1以上1

改正後			改正前		
	<p>(6)において「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。), 浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所 ((6)において「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。) 及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。) の設置の許可の申請に対する審査</p>	<p>万k1未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>107万円</u></p> <p>ウ 危険物の貯蔵最大数量が1万k1以上5万k1未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>120万円</u></p> <p>エ 危険物の貯蔵最大数量が5万k1以上10万k1未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>152万円</u></p> <p>オ 危険物の貯蔵最大数量が10万k1以上20万k1未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>178万円</u></p> <p>カ 危険物の貯蔵最大数量が20万k1以上30万k1未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>407万円</u></p> <p>キ 危険物の貯蔵最大数量が30万k1以上40万k1未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>534万円</u></p> <p>ク 危険物の貯蔵最大数量が40万k1以上の特定屋外タンク貯蔵所 <u>649万円</u></p>		<p>((6)において「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。), 浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所 ((6)において「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。) 及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。) の設置の許可の申請に対する審査</p>	<p>万k1未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>101万円</u></p> <p>ウ 危険物の貯蔵最大数量が1万k1以上5万k1未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>112万円</u></p> <p>エ 危険物の貯蔵最大数量が5万k1以上10万k1未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>142万円</u></p> <p>オ 危険物の貯蔵最大数量が10万k1以上20万k1未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>166万円</u></p> <p>カ 危険物の貯蔵最大数量が20万k1以上30万k1未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>388万円</u></p> <p>キ 危険物の貯蔵最大数量が30万k1以上40万k1未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>510万円</u></p> <p>ク 危険物の貯蔵最大数量が40万k1以上の特定屋外タンク貯蔵所 <u>629万円</u></p>
	<p>(6) 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定</p>	<p>ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000k1以上5,000k1未満の浮き屋</p>		<p>(6) 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定</p>	<p>ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000k1以上5,000k1未満の浮き屋</p>

改正後		改正前	
	屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査		屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査
	根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>118万円</u>		根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>113万円</u>
	イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000k1以上1万k1未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>141万円</u>		イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000k1以上1万k1未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>134万円</u>
	ウ 危険物の貯蔵最大数量が1万k1以上5万k1未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>158万円</u>		ウ 危険物の貯蔵最大数量が1万k1以上5万k1未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>150万円</u>
	エ 危険物の貯蔵最大数量が5万k1以上10万k1未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>194万円</u>		エ 危険物の貯蔵最大数量が5万k1以上10万k1未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>183万円</u>
	オ 危険物の貯蔵最大数量が10万k1以上20万k1未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>226万円</u>		オ 危険物の貯蔵最大数量が10万k1以上20万k1未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>214万円</u>
	カ 危険物の貯蔵最大		カ 危険物の貯蔵最大

改正後			改正前		
		<p>数量が20万k1以上30万k1未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>455万円</u></p> <p>キ 危険物の貯蔵最大数量が30万k1以上40万k1未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>582万円</u></p> <p>ク 危険物の貯蔵最大数量が40万k1以上の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>707万円</u></p>			<p>数量が20万k1以上30万k1未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>435万円</u></p> <p>キ 危険物の貯蔵最大数量が30万k1以上40万k1未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>557万円</u></p> <p>ク 危険物の貯蔵最大数量が40万k1以上の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>677万円</u></p>
	(7) 岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	<p>ア 危険物の貯蔵最大数量が40万k1未満の屋外タンク貯蔵所 <u>593万円</u></p> <p>イ 危険物の貯蔵最大数量が40万k1以上50万k1未満の屋外タンク貯蔵所 <u>747万円</u></p> <p>ウ 危険物の貯蔵最大数量が50万k1以上の屋外タンク貯蔵所 <u>1,090万円</u></p>		(7) 岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	<p>ア 危険物の貯蔵最大数量が40万k1未満の屋外タンク貯蔵所 <u>575万円</u></p> <p>イ 危険物の貯蔵最大数量が40万k1以上50万k1未満の屋外タンク貯蔵所 <u>725万円</u></p> <p>ウ 危険物の貯蔵最大数量が50万k1以上の屋外タンク貯蔵所 <u>1,070万円</u></p>
	(8) ~ (19) 略			(8) ~ (19) 略	
3~5 略			3~5 略		

改正後		改正前		
6 消防法第11条の2 第1項の規定に基づく 危険物の製造所、 貯蔵所又は取扱所 の完成検査前検査 に関する事務	(1) 及び (2) 略	ア 危険物の貯蔵最大 数量が1,000k1以上 5,000k1未満の特定屋 外タンク貯蔵所 <u>42</u> 万円 イ 危険物の貯蔵最大 数量が5,000k1以上1 万k1未満の特定屋外 タンク貯蔵所 <u>56万</u> 円 ウ 危険物の貯蔵最大 数量が1万k1以上5万 k1未満の特定屋外タ ンク貯蔵所 <u>73万円</u> エ 危険物の貯蔵最大 数量が5万k1以上10万 k1未満の特定屋外タ ンク貯蔵所 <u>96万円</u> オ 危険物の貯蔵最大 数量が10万k1以上20 万k1未満の特定屋外 タンク貯蔵所 <u>109万</u> 円 カ 危険物の貯蔵最大 数量が20万k1以上30 万k1未満の特定屋外 タンク貯蔵所 <u>166万</u> 円 キ 危険物の貯蔵最大 数量が30万k1以上40 万k1未満の特定屋外 タンク貯蔵所 <u>190万</u> 円	6 消防法第11条の2 第1項の規定に基づ く危険物の製造所、 貯蔵所又は取扱所 の完成検査前検査 に関する事務	(1) 及び (2) 略
	(3) 設置の許可に係 る基礎・地盤検査			(3) 設置の許可に係 る基礎・地盤検査

改正後			改正前		
		<p>ク 危険物の貯蔵最大数量が40万k1以上の特定屋外タンク貯蔵所 <u>212万円</u></p>			<p>ク 危険物の貯蔵最大数量が40万k1以上の特定屋外タンク貯蔵所 <u>203万円</u></p>
	(4) 設置の許可に係る溶接部検査	<p>ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000k1以上5,000k1未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>53万円</u></p> <p>イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000k1以上1万k1未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>68万円</u></p> <p>ウ 危険物の貯蔵最大数量が1万k1以上5万k1未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>103万円</u></p> <p>エ 危険物の貯蔵最大数量が5万k1以上10万k1未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>141万円</u></p> <p>オ 危険物の貯蔵最大数量が10万k1以上20万k1未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>178万円</u></p> <p>カ 危険物の貯蔵最大数量が20万k1以上30万k1未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>343万円</u></p>		(4) 設置の許可に係る溶接部検査	<p>ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000k1以上5,000k1未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>49万円</u></p> <p>イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000k1以上1万k1未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>63万円</u></p> <p>ウ 危険物の貯蔵最大数量が1万k1以上5万k1未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>99万円</u></p> <p>エ 危険物の貯蔵最大数量が5万k1以上10万k1未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>131万円</u></p> <p>オ 危険物の貯蔵最大数量が10万k1以上20万k1未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>172万円</u></p> <p>カ 危険物の貯蔵最大数量が20万k1以上30万k1未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>332万円</u></p>

改正後			改正前		
		キ 危険物の貯蔵最大数量が30万k1以上40万k1未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>419万円</u> ク 危険物の貯蔵最大数量が40万k1以上の特定屋外タンク貯蔵所 <u>480万円</u>			キ 危険物の貯蔵最大数量が30万k1以上40万k1未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>406万円</u> ク 危険物の貯蔵最大数量が40万k1以上の特定屋外タンク貯蔵所 <u>465万円</u>
	(5) 設置の許可に係る岩盤タンク検査	ア 危険物の貯蔵最大数量が40万k1未満の屋外タンク貯蔵所 <u>932万円</u> イ 危険物の貯蔵最大数量が40万k1以上50万k1未満の屋外タンク貯蔵所 <u>1,260万円</u> ウ 危険物の貯蔵最大数量が50万k1以上の屋外タンク貯蔵所 <u>1,730万円</u>		(5) 設置の許可に係る岩盤タンク検査	ア 危険物の貯蔵最大数量が40万k1未満の屋外タンク貯蔵所 <u>910万円</u> イ 危険物の貯蔵最大数量が40万k1以上50万k1未満の屋外タンク貯蔵所 <u>1,240万円</u> ウ 危険物の貯蔵最大数量が50万k1以上の屋外タンク貯蔵所 <u>1,700万円</u>
	(6) ~ (10) 略			(6) ~ (10) 略	
7 消防法第14条の3第1項又は第2項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査に関する事務	(1) 特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）の保安に関する検査	ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000k1以上5,000k1未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>32万円</u> イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000k1以上1万k1未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>46万円</u> ウ 危険物の貯蔵最大	7 消防法第14条の3第1項又は第2項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査に関する事務	(1) 特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）の保安に関する検査	ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000k1以上5,000k1未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>31万円</u> イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000k1以上1万k1未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>43万円</u> ウ 危険物の貯蔵最大

改正後			改正前		
		<p>数量が1万k1以上5万k1未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>75万円</u></p> <p>エ 危険物の貯蔵最大数量が5万k1以上10万k1未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>102万円</u></p> <p>オ 危険物の貯蔵最大数量が10万k1以上20万k1未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>130万円</u></p> <p>カ 危険物の貯蔵最大数量が20万k1以上30万k1未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>315万円</u></p> <p>キ 危険物の貯蔵最大数量が30万k1以上40万k1未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>387万円</u></p> <p>ク 危険物の貯蔵最大数量が40万k1以上の特定屋外タンク貯蔵所 <u>446万円</u></p>			<p>数量が1万k1以上5万k1未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>72万円</u></p> <p>エ 危険物の貯蔵最大数量が5万k1以上10万k1未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>96万円</u></p> <p>オ 危険物の貯蔵最大数量が10万k1以上20万k1未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>121万円</u></p> <p>カ 危険物の貯蔵最大数量が20万k1以上30万k1未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>295万円</u></p> <p>キ 危険物の貯蔵最大数量が30万k1以上40万k1未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>362万円</u></p> <p>ク 危険物の貯蔵最大数量が40万k1以上の特定屋外タンク貯蔵所 <u>417万円</u></p>
	(2) 岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所の保安に関する検査	<p>ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000k1以上40万k1未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>269万円</u></p> <p>イ 危険物の貯蔵最大数量が40万k1以上50</p>		(2) 岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所の保安に関する検査	<p>ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000k1以上40万k1未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>266万円</u></p> <p>イ 危険物の貯蔵最大数量が40万k1以上50</p>

改正後			改正前		
		万k1未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>323万円</u> ウ 危険物の貯蔵最大数量が50万k1以上の特定屋外タンク貯蔵所 <u>483万円</u>			万k1未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>319万円</u> ウ 危険物の貯蔵最大数量が50万k1以上の特定屋外タンク貯蔵所 <u>479万円</u>
(3) 略			(3) 略		
8～16 略			8～16 略		
17 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第3項において準用する同法第37条の2第1項の規定に基づく充てん設備の所在地、構造、設備又は装置の変更の許可に関する事務	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第3項において準用する同法第37条の2第1項の規定に基づく充てん設備の所在地、構造、設備又は装置の変更の許可の申請に対する審査	<u>1万7,000円</u> に変更に係る充てん設備の数を乗じて得た金額	17 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第3項において準用する同法第37条の2第1項の規定に基づく充てん設備の所在地、構造、設備又は装置の変更の許可に関する事務	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第3項において準用する同法第37条の2第1項の規定に基づく充てん設備の所在地、構造、設備又は装置の変更の許可の申請に対する審査	<u>1万9,000円</u> に変更に係る充てん設備の数を乗じて得た金額
18及び19 略			18及び19 略		
備考 略			備考 略		

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。